

議案第10号

市川市立小中学校冷暖房設備売買契約について

市川市立小中学校冷暖房設備の売買について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

市川市長 村越 祐民

記

1 設備の概要

名 称	市川市立小中学校冷暖房設備		
物 件 所 在	市川市市川2丁目32番5号外52箇所		
取得する設備	冷暖房設備	①ガス方式	441台
		②電気方式	552台

2 契約金額 37,903,690円

3 契約相手方 千葉市中央区新町3番地13
富士通リース株式会社 千葉支店
支店長 齋藤 雄太

理 由

市川市立小中学校冷暖房設備について、相手方と公有財産売買仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第3条の規定により提案するものである。

議案第10号の参考

公有財産売買仮契約書

買受人市川市（以下「甲」という。）と売出人富士通リース株式会社（以下「乙」という。）とは、平成20年3月17日付で締結した市川市立小中学校冷暖房設備賃貸借契約が令和3年6月30日に期間満了となるため、乙の所有する別紙物件明細書の工作物（以下「本件工作物」という。）について、次の条項により公有財産売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の主旨）

第2条 乙は、本件工作物を甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

（売買代金）

第3条 本件工作物の売買代金は、金37,903,690円（うち消費税及び地方消費税の額は3,445,790円）とする。

（売買代金の納付）

第4条 甲は、乙より書面による本件工作物の引渡しの通知を受けた後、検査を行い、検査内容に適合したことの確認が取れた後、適正な請求があった日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 本契約の契約保証金について、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第117条第3項第6号の規定により、これを免除する。

（所有権の移転）

第6条 本件工作物の所有権は、令和3年7月1日に甲へ移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 乙は、令和3年7月1日に本件工作物を現状有姿のまま甲に引き渡すものとする。

（契約不適合責任等）

第8条 甲は、本件工作物引渡し後の一切の責任を負うものとする。また、甲は本件工作物に経年劣化や損傷箇所が存在することを容認して本件工作物を買受けるものとし、いかなる経年劣化や損傷箇所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、乙に対し追完請求、代金減額請求、契約の解除、損害賠償等の一切の責任を問わないこととする。

（協議解除）

第9条 甲は必要が有ると認めるときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その

損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第11条 本契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所となる。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

この仮契約書は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第3条の規定により市川市議会の議決を得たときは、当然に本契約としての効力を生ずるものとする。

令和3年4月28日

甲 住 所 市川市八幡1丁目1番1号
市川市
氏 名 代表者 市長 村 越 祐 民 印

乙 住 所 千葉市中央区新町3番地13
富士通リース株式会社 千葉支店
氏 名 支店長 齋 藤 雄 太 印

物件明細書

空調方式別 設置校及び台数表

①ガス方式による学校

方式 番号	通し 番号	小中学校 番号	学校名	屋外機 仕様	教室数	室内機 (台)	備考
1	1	1	市川小学校	標準	21	21	付 属 設 備 を 含 む
2	2	2	真間小学校	標準	23	23	
3	9	9	若宮小学校	標準	26	26	
4	12	12	鬼高小学校	標準	31	31	
5	13	13	菅野小学校	標準	19	19	
6	14	14	行徳小学校	塩害	31	31	
7	15	15	信篤小学校	塩害	29	29	
8	16	16	稲荷木小学校	塩害	17	17	
9	17	17	南行徳小学校	塩害	25	25	
10	20	20	二俣小学校	塩害	16	16	
11	21	21	中国分小学校	標準	17	17	
12	25	25	新浜小学校	塩害	29	29	
13	27	27	富美浜小学校	塩害	27	27	
14	31	31	新井小学校	塩害	21	21	
15	32	32	南新浜小学校	塩害	15	15	
16	33	33	大野小学校	標準	25	25	
17	34	34	塩焼小学校	塩害	27	27	
18	35	35	稲越小学校	標準	6	6	
19	45	7	第七中学校	塩害	16	16	
20	49	11	福栄中学校	塩害	20	20	
計			20校		441	441	

②電気方式による学校

方式 番号	通し 番号	小中学校 番号	学校名	屋外機 仕様	教室数	室内機 (台)	備考
1	3	3	中山小学校	標準	25	25	付 属 設 備 を 含 む
2	4	4	八幡小学校	標準	22	22	
3	5	5	国分小学校	標準	5	5	
4	6	6	大柏小学校	標準	26	26	
5	7	7	宮田小学校	標準	13	13	
6	8	8	富貴島小学校	標準	21	21	
7	10	10	国府台小学校	標準	23	23	
8	11	11	平田小学校	標準	9	9	
9	18	18	鶴指小学校	標準	16	16	
10	19	19	宮久保小学校	標準	21	21	
11	21	21	中国分小学校	標準	10	10	
12	22	22	曾谷小学校	標準	19	19	
13	23	23	大町小学校	標準	6	6	
14	24	24	北方小学校	標準	12	12	
15	26	26	百合台小学校	標準	20	20	
16	28	28	柏井小学校	標準	18	18	
17	29	29	大洲小学校	標準	17	17	
18	30	30	幸小学校	塩害	17	17	
19	37	37	大和田小学校	標準	15	15	
20	38	38	福栄小学校	塩害	12	12	
21	39	1	第一中学校	標準	14	14	
22	40	2	第二中学校	標準	20	20	
23	41	3	第三中学校	標準	15	15	
24	42	4	第四中学校	標準	15	15	
25	43	5	第五中学校	標準	20	20	
26	44	6	第六中学校	標準	20	20	
27	46	8	第八中学校	標準	21	21	
28	47	9	下貝塚中学校	標準	18	18	
29	48	10	高谷中学校	塩害	15	15	
30	50	12	東国分中学校	標準	9	9	
31	51	13	大洲中学校	標準	14	14	
32	53	15	南行徳中学校	塩害	21	21	
33	54	16	妙典中学校	塩害	23	23	
計			33校		552	552	

※付属設備とは、室外機、室外機基礎、電気設備一式、建築物に付随する設備を含む。